

管財第111号
令和7年11月1日

建設工事業者の皆様

雲南市長 石飛厚志
(総務部管財課)

令和3年災害に伴う災害復旧工事における契約及び配置技術者、
検査に関する特例措置について【令和7年災追加措置】(通知)

このことについて、甚大な被害を及ぼした令和3年発生災害の早期復旧と受発注者における事務及び負担の軽減を目的に、令和3年11月1日付管財第51号「令和3年災害に伴う災害復旧工事における契約及び配置技術者、検査に関する特例措置について(通知)」、令和4年1月31日付管財第95号「令和3年災害に伴う災害復旧工事における契約及び配置技術者、検査に関する特例措置について(通知)」、令和5年1月4日付管財第159号通知「令和3年災害に伴う災害復旧工事における契約及び配置技術者、検査に関する特例措置について【令和4年災追加措置】(通知)」、令和6年2月1日付管財第144号「令和3年災害に伴う災害復旧工事における契約及び配置技術者、検査に関する特例措置について【令和5年災追加措置】(通知)」及び令和6年11月1日付管財第128号「令和3年災害に伴う災害復旧工事における契約及び配置技術者、検査に関する特例措置について【令和6年災追加措置】(通知)」において、特例措置を設けて運用していますが、令和3年発生災害の復旧工事がまだ多く残る中、令和7年に発生した災害についても、下記のとおり同様の特例措置を適用します。

記

1 適用範囲

令和3年、令和4年、令和5年、令和6年及び令和7年発生災害に係る災害復旧工事(公共土木施設、農地、農業用施設、林道、上下水道施設、学校施設)、林地崩壊防止工事及び災害復旧に関連する工事(水道管支障移転工事等)に適用する。

2 契約保証金の免除

契約保証金を免除する基準額を請負金額1億5千万円未満に引き上げる。

3 配置技術者に係る特例措置

(1) 現場代理人の兼務の緩和

①請負金額4,000万円未満の工事は県・市の発注者を問わず、5件まで兼務を可能とする。

②兼務する建設工事の契約金額が4,000万円以上についても、災害復旧工事が含まれる場合に2件まで兼務可能とする。

(2) 専任を要する主任技術者の兼務

別紙「現場代理人と技術者の兼任について」のとおり、運用する。

4 工事成績評定の対象工事

工事成績評定を行う基準額を請負金額3,500万円以上に引き上げる。

5 適用日

令和7年11月1日以降に入札公告する工事に適用する。

雲南市総務部管財課

Tel 0854-40-1025 Fax 0854-40-1029

Eメール kanzai@city.unnan.shimane.jp